

富津市タクシー運賃助成事業(令和7年度)

～運転免許証をお持ちでない方、妊産婦の方のお出かけ支援～

富津市では、運転免許証をお持ちでない高齢者等や自動車の運転が一時的に困難になる妊産婦の方に、タクシー利用に関する費用の一部を助成する事業を実施します。

助成の対象者

- 1 富津市に住民登録があり、運転免許証をお持ちでない方のうち、以下の要件のいずれかに該当する方
 - ①満年齢65歳以上の方
 - ②身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - ③要介護認定または要支援認定を受けている方
 - ④特定医療費(指定難病)受給者証または小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方【受給者証の写しの添付をお願いします。】
 - ⑤就学前の子どもを監護する父母（父母がない場合又は監護をしない場合は、当該子どもを監護する者と市長が認める者）
- 2 富津市に住民登録がある妊産婦の方（出産予定日の4か月前から出産予定日の2か月後までの間にある方）

タクシーでお出かけしやすくなるね
利用券を持っている人同士と一緒に
お出かけすると更にお得なの！



助成の内容

- 申請日に応じて、対象者1人につき、今年度は最大48枚の利用券（1枚500円上限）を一括で交付します。
- 利用券は、1回の乗車につき1人2枚を限度に使用できます。複数の対象者が同乗したときは、各対象者が1人2枚を限度に使用できます。
- 乗車場所、降車場所の両方または片方が富津市内のタクシー利用のときに使用できます。

利用券の交付を受けるための手続き

- 事前に申請し、利用登録証と利用券の交付を受ける必要があります。
- 助成対象者の要件に該当し、利用券の交付を希望する方は、裏面の申請書に必要事項をご記入いただき、郵送または下記窓口に提出してください。

申請先・お問い合わせ先（天羽行政センターでも提出可）

〒293-8506 富津市下飯野 2443 番地 富津市役所企画課公共交通係 80-1229

富津市タクシー運賃助成利用登録申請書

年 月 日

富津市長 様

申請者 フリガナ

氏 名

住 所 富津市

生年月日 年 月 日 男・女

電話番号

富津市タクシー運賃助成を受けたいので、次のとおり利用の登録を申請します。

申請者が対象者であることの要件		
運転免許証の有無 (該当する人は必ず □にチェックして ください。)	☐ 運転免許証を持っていない。 妊産婦を除き、運転免許証を持っていない人が助成を受けることができます。	
申請者の状況 (該当する <u>全ての</u> □ にチェックしてく ださい。)	☐ 満年齢 65 歳 以上	☐ 身体障がい者
	☐ 知的障がい者	☐ 精神障がい者
	☐ 要介護・要支援認定者	☐ 難病・小児慢性特定疾病患者 (受給者証の写しを添付してください。)
	☐ 就学前の子どもを監護する父母等	☐ 妊産婦 (運転免許証を保有している人も対象)
私は、タクシー運賃の助成を受けるため、以下の事項に同意します。		
1 対象者であることを確認するため、次に掲げる情報を市が確認すること。 ①氏名、住所、生年月日、性別及び電話番号 ②運転免許証の保有状況に関する情報 ③身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付状況に関する情報 ④要介護認定又は要支援認定の状況に関する情報 ⑤子ども医療費助成の受給に関する情報 ⑥出産予定日に関する情報		
2 申請情報及びタクシーの利用情報を市内公共交通網の利便性向上のための調査研究に活用すること。		
3 市が実施する公共交通に関する調査に協力するよう努めること。		

備考 運転免許証は、自動車のほか、バイク、原動機付自転車を含む。

対象者要件確認欄（申請者記載不要）

対象者要件	65 歳 以上	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	要介護・要支援認定者	難病・小児慢性特定疾病患者	子ども医療費助成	妊産婦
確認日								
担当課 確認者印 (非該当の場合は斜線)								